

東谷住宅団地分譲要項

令和2年3月現在

1. 分譲区画 16区画
2. 所在地 薩摩郡さつま町大字宮之城屋地字蟹田及び字狐塚
3. 設備 上水道（各区画に引込管設置済み）別途、給水負担金口径13mmの場合23,100円、開栓手数料（新築の場合は不要）
※基本料金（13mm）700円/月（税別） 1㎡～10㎡まで 70円/㎡ 11㎡～20㎡ 120円/㎡（税別）
参考：13mmの場合 水量10㎡ 1,540円・水量20㎡ 2,860円・水量30㎡ 4,400円（税込み）
排水（町道～準用河川東谷川～一級河川川内川）、電気（九州電力）・プロパンガス（個人設置）
4. 区域区分 都市計画区域内 用途指定なし
5. 用途地域 未指定
6. 建ぺい率・容積率 70パーセント・400パーセント
7. 資格と条件
 - (1) 個人が申込みをする場合
 - ・生活の拠点として自己の住宅を建築される方は、原則として、さつま町民としての住居移転が必要です。
 - ・自己の住宅を建築される方は、さつま町移住定住促進補助金の対象となります。
 - (2) 法人が申込みをする場合
 - ・社宅、保養施設用住宅等の建築をされる方であること。
 - (3) 個人、法人共通事項
 - ・集合住宅、貸家、事業所等の建築を希望される方は、別途承ります。
 - ・団地の入居者及び地域住民と協調性が図れる方であること。
8. その他の分譲条件
 - (1) 契約後4年以内での土地の所有権移転、貸し付け、新たな権利の設定の禁止。
 - (2) 自己の住宅、集合住宅、賃貸住宅、社宅等、居住のための住宅を建築すること。
 - (3) 個人合併浄化槽の設置義務（補助金制度あり）。
 - (4) 自治公民会（東谷）へ加入並びに公民会放送施設の設置義務（設置時に限り、貸与料要5,000円）。
 - (5) 隣接地との高低差が1mを超える区画は、安全面に配慮され、必要に応じてフェンス等の設置に努めること。
 - (6) 分譲後は、適切な土地管理を行い、他人に迷惑をかけないように留意すること。また、雨水排水は区画ごとに道路側溝へ放流すること。
 - (7) 団地内に設置される電柱の埋設が予定される区画にあっては、分譲敷地内への設置に協力すること。また、すでに各区画内に設置されている電柱については、事前に確認してから申込みを行なうこと（九電から敷地使用料有）。
 - (8) 通常必要とされる程度を超えて、地盤面の高さなど、分譲宅地の現状を変更しないこと。
 - (9) 分譲決定後1か月以内に契約を締結し、契約締結後約3か月以内に土地代金の全部を納めること。なお、契約時に契約保証金として土地代金の10%以上を納付すること。
（期日までに契約を完了しない場合、申込みを辞退したものととして取り扱います。）
9. 申込み方法等
 - (1) 資料請求 申込みに必要な書類（申込書ほか）については、電話、FAX、電子メール、はがき等で送付先の「郵便番号・住所・氏名・電話番号」をご連絡いただければ、送付します。また、インターネット（さつま町ホームページ）でもご案内しております。
電話でお問い合わせをされる場合又は直接役場へ来られる場合は、土曜・日曜・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
【申込み先・問い合わせ先】
さつま町土地開発公社（さつま町役場ふるさと振興課内）
〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
TEL 0996-53-1111（内線2272） FAX 0996-52-3514
さつま町ホームページ <http://www.satsuma-net.jp> Eメール fu-teijuu@satsuma-net.jp
 - (2) 申込み方法 土地開発公社所定の申込み用紙に、必要事項、希望する区画番号を記入し、記名・捺印して申し込んでください。なお、郵送による申込み用紙の送付も可能とします。
 - (3) 受付期間等 随時受付中